

第4章 介護保険事業の施策の展開

第1節 介護保険事業の現状

1 給付実績の現状

(1) 在宅サービスにおける現状と課題

本市における在宅サービスの利用者（受給者）数は、約3,000人～約3,100人で推移しています。

ア 在宅サービス事業所について

在宅サービス事業所は、住み慣れた地域で自分らしく人生の最期まで過ごすために重要な役割を担っています。今後は、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護の連携強化が重要になります。

リハビリテーションサービスは、単に心身機能等向上のための機能回復訓練のみでなく、日常生活の活動能力を高め、家庭や社会への参加を可能とし、自立を促す働きを担っています。さらに生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションを計画的に提供できる体制の構築が重要です。

イ 地域密着型サービス事業所について

本市における地域密着型サービス事業所では、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスが提供されています。8期計画期間中の施設増減については、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えた複合型サービスである看護小規模多機能型居宅介護の需要が高まり、新たに2事業所（新規整備1事業所、小規模多機能型居宅介護からの転換1事業所）が増え、4事業所となりました。しかし、認知症対応型通所介護については、利用者の減少から4事業所（廃止3事業所、地域密着型通所介護への転換1事業所）が減少し、現在は4事業所となっています。その他、認知症対応型共同生活介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所それぞれ1事業所ずつ整備されています。

今後は、区域外へのサービス提供に係る事業所の負担の軽減を図る観点から、県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整等にも対応していきます。

(2) 施設サービスにおける現状と課題

市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、4施設（350床）となっています。令和5年9月末現在での介護老人福祉施設の入所者は372人で、この内、市外の施設の入所者（住所地特例対象者）は42人い

ます。また、介護老人保健施設については、2施設（230床）で定員の増減はありませんでした。

介護保険制度の改正により、介護療養型医療施設の介護医療院への移行が求められていましたが、令和4年度に1施設（32床）が介護療養型医療施設から介護医療院へ移行し、市内の全ての施設での移行が終了しました。

2 サービス資源（基盤）の現状

（1）地域密着型サービス事業所の整備状況

第8期計画においては、全市にバランスの取れたサービス提供が確保されることを念頭に、小規模多機能型居宅介護1施設、看護小規模多機能型居宅介護1施設、認知症対応型共同生活介護1施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1施設が整備されました。

（2）介護サービス事業所の開設状況

本市の在宅サービス事業所は、地域密着型サービス事業所を中心に充足しています。しかし、日常生活圏域ごとの事業所数を分析すると、人口の少ない中山間地域には少ないという傾向があります。

第2節 介護保険事業計画の概要

1 人口及び被保険者数の推計

75歳以上の後期高齢者がピークを迎えるとなる令和12年（2030年）、さらには85歳以上の人口がピークを迎える令和22年（2040年）を視野に入れ、中長期的な地域ごとの推計人口や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、具体的な取り組み内容やその目標を検討することが必要です。第9期計画では、令和22年における高齢者介護の姿を見据えて目標値などを設定します。

（1）将来人口の推計と高齢者人口の将来推計

第9期の計画策定では、住民基本台帳の過去の推移から、地域包括ケア「見える化」システムを使って算出した将来人口の推計を基に見込を立てました。これによると、本市の総人口は減少傾向が続き、令和6年には79,534人、令和8年には77,951人に、高齢者（第1号被保険者）は、令和6年には23,856人、令和8年には23,871人となり高齢化率は30%を超えると推計されます。

[人口の将来推計]

(人)

	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 22 年 (2040 年)
第 2 号被保険者 40～64 歳	25,848	25,710	25,667	22,617
65～69 歳	4,833	4,874	4,750	5,494
70～74 歳	5,754	5,278	5,023	4,466
75～79 歳	4,818	5,234	5,774	3,863
80～84 歳	3,771	3,828	3,682	3,563
85～89 歳	2,592	2,592	2,535	3,162
90 歳以上	2,088	2,094	2,107	2,828
第 1 号被保険者 (A)	23,856	23,900	23,871	23,376
総人口推計値(B)	79,534	78,738	77,951	67,720
総人口に占める 割合 (A/B)	29.99%	30.35%	30.62%	34.51%

(各年 4 月 1 日推計)

2 要介護等認定者数の見込み

(1) 要介護等認定の申請状況

本市の要介護等認定の新規申請者数については、ほぼ、横ばい傾向にあります。また、令和 4 年度から認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る介護状態区分と同一である場合等は、要介護更新認定における認定有効期間を 48 か月としています。

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数については、令和 3 年度と令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを考慮し、新型コロナウイルス感染症が 5 類となった令和 5 年度を基本として推計を行う事としました。令和 5 年度の認定率を各年の被保険者数（性別、年齢 5 歳階級別）に乗じて推計しています。

【設定の流れ】

要介護（支援）認定者数（令和 6 年～令和 8 年、令和 22 年）

= 各年の被保険者数（性別、年齢 5 歳階級別）×要介護（支援）認定率（令和 5 年度）

[要介護等認定者の見込み(総数)]

(人)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年 (2040年)
要支援1	170	172	171	183
要支援2	483	487	483	513
要介護1	672	678	676	742
要介護2	890	897	892	1,010
要介護3	710	715	712	809
要介護4	552	559	556	631
要介護5	358	361	361	398
合計	3,835	3,869	3,851	4,286

(各年4月1日推計)

(3) 総合事業対象者の見込み

総合事業対象数については、令和5年度の高齢者人口に対する対象者の割合から推計しています。

[総合事業対象者の見込み(総数)]

(人)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
事業対象者	453	454	453	444

(各年4月1日推計)

3 サービス利用者数及び利用量の見込みの推計

介護給付について、令和3年度から令和5年度の利用者数等をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少しているサービスがあるため、影響による減少分を調整し推計を行いました。

地域密着型サービスでは、介護サービス事業所の整備も進み、利用者数及び利用料が増加傾向にあります。認知症対応型通所介護事業所については、廃止した事業所も多く、利用者数及び利用料は減少しています。

施設サービスについては、介護医療院の整備が進み、介護医療院及び介護療養型医療施設に大きな変動が起きました。それ以外の施設サービスについて微増の傾向にあります。

予防給付についても、高齢者人口が増加することから、サービス利用者数や利用量は増加すると推計されます。

4 有料老人ホーム等の設置状況

市内の有料老人ホーム等の設置状況は、有料老人ホーム5施設(176人)、サービス付き高齢者向け住宅8施設(284戸)、軽費老人ホーム(ケアハウス)1施設(50人)となっています。有料老人ホーム等は、多様な介護ニーズの受け皿となっており、今後も増加する傾向にあります。

施設の設置状況によりサービス利用者数や利用料が介護給付費に与える影響について考慮していきます。

第3節 介護給付費等対象サービスの計画

(注) 人数、利用者1人当たりの回数及び日数は、令和3年度、令和4年度は月間の実績、令和5年度は月間の実績見込、令和6~8年度及び令和22年度(2040年)は月間の計画推計量を示す。

(凡例)

(単位は月間)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和22年度 (2040年)
人数	実績	実績	見込	推計量	推計量	推計量	推計量
回数							
	← 第8期 →			← 第9期 →			

1 居宅サービス

(1) 訪問介護

在宅サービスの中心である訪問介護については、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】

人数(人)、回数(回)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	402	397	375	375	379	383	441
回数	14.3	13.6	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護については、重度要介護者を中心に利用されています。令和5年度に1事業所が廃止し、市内事業所は1事業所のみとなりました。

【介護給付】

人数(人)、回数(回)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	7	7	4	4	4	4	5
回数	4.3	3.9	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5

【予防給付】

人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

医療ニーズの高い利用が増える中、訪問看護は増加傾向にあり、第8期中に事業所も整備されました。今後も増加を見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	364	360	367	365	374	379	441
回数	8.8	8.9	8.7	8.8	8.8	8.8	8.8

【予防給付】

人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	65	73	80	84	86	88	94
回数	8.4	8.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医療機関からの退院後、早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施することで回復への効果が期待されています。今後も、同様に推移するものと見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	76	80	75	79	79	79	93
回数	12.2	11.9	12.7	12.1	12.1	12.1	12.1

【予防給付】

人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	12	7	10	10	10	10	9
回数	10.4	8.2	10.2	10.1	10.1	10.1	9.4

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

在宅介護を支えるサービスとして対象が見直されることから、今後も増加を見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	182	214	235	248	248	248	290

【予防給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	5	10	15	16	16	16	17

(6) 通所介護

新型コロナウイルス感染症の影響から減少傾向にありました。今後は需要が回復すると考え、若干の増加を見込んでいます。利用定員が18人以下の小規模通所介護については、地域密着型通所介護として、別に見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	929	905	854	860	870	878	1,015
回数	11.0	10.5	11.2	11.0	11.0	11.0	11.0

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進めることが求められています。今後、需要が増えるものと考えため、増加を見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	316	291	263	268	270	272	287
回数	10.4	9.7	9.8	9.9	9.9	9.9	9.9

【予防給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	83	86	85	85	86	87	98

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

新型コロナウイルス感染症により利用控えがりましたが、以前の水準に回復しています。今後についても横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）、日数（日）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	195	198	240	246	249	252	295
日数	13.9	13.5	11.7	11.5	11.5	11.5	11.6

【予防給付】

人数（人）、日数（日）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	1	1	0	0	0	0	0

日数	5.4	4.0	0	0	0	0	0
----	-----	-----	---	---	---	---	---

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護（介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）については、横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】 人数（人）、日数（日）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	24	24	22	23	23	23	28
日数	6.0	6.5	5.9	6.2	6.2	6.2	6.3

【予防給付】 人数（人）、日数（日）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の施設整備が進み、第9期では定員増が見込まれています。利用者数も増加を見込んでいます。

【介護給付】 人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	143	156	166	191	215	215	221

【予防給付】 人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	18	19	16	16	18	20	22

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るために令和6年度から一部の用具について貸与と販売の選択制が導入されることから、ほぼ横ばいの推移としました。

【介護給付】 人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	1,331	1,294	1,264	1,269	1,274	1,285	1,478

【予防給付】 人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	309	318	338	339	342	342	361

(12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

ほぼ横ばいで推移しています。制度改正による影響が不明であることから今後についても、横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人数	22	22	21	23	23	23

22年度
25

【予防給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人数	7	8	8	8	8	8

22年度
9

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

ほぼ横ばいで推移しています。今後についても、横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人数	14	13	13	13	13	13

22年度
15

【予防給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人数	5	5	5	5	5	5

22年度
5

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

施設入所や特定施設、多機能系サービスの増加により居宅介護支援の利用人数は、減少しています。今後については、高齢者人口増加分の利用者の増加を見込んでいます。

【介護給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人数	1,752	1,673	1,610	1,616	1,637	1,652

22年度
1,867

【予防給付】

人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人数	375	383	404	405	407	409

22年度
426

2 地域密着型サービス

(1) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護については、第8期計画期間中に4事業所減少しました。今後については、横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】 人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	71	69	50	51	51	51	59
回数	11.9	10.7	10.9	10.3	10.3	10.3	10.6

【予防給付】 人数（人）、回数（回）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0

(2) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

第9期に定員数が減少する見込みです。そのため、令和6年度に一時的に利用者数が減少しますが、その後、微増すると見込んでいます。

【介護給付】 人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	215	214	196	185	191	197	223

【予防給付】 人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	3	4	9	9	9	9	9

(3) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護については、2事業所が開設し、4事業所となりました。今後については、横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】 人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	58	70	65	69	70	72	83

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、1事業所が開設し、2事業所となりました。今後は、横ばいで推移するものと考えています。

【介護給付】 人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	4	5	2	24	24	24	28

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、1事業所が開設し、9事業所となりました。今後は横ばいで推移するものと考えています。

【介護給付】							人数（人）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	87	88	99	99	99	99	99

【予防給付】							人数（人）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	0	0	0	0	0	0	0

（6）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模介護老人福祉施設については、地域密着型介護老人福祉施設として市内に1箇所（20床）あります。横ばいで推移すると考えています。

【介護給付】							人数（人）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	20	20	20	20	20	20	20

（7）地域密着型通所介護

地域密着型通所介護については、市内に9箇所あり、コロナ禍で利用人数は一時的に減少しましたが、今後は、徐々に増加するものと見込んでいます。

【介護給付】							人数（人）、回数（回）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	119	127	149	156	157	158	184
回数	10.8	10.4	10.9	10.9	10.9	10.9	11.0

（8）夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護については、市内には介護事業所がなく、他の地域密着型サービスでカバーすることとします。

（9）地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護については、令和6年度に1事業所、既存施設を利用して開設する計画があります。

【介護給付】							人数（人）、回数（回）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	0	0	0	28	28	28	28

3 施設サービス

（1）介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、市内に4箇所あります。利用者は横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】							人数（人）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	414	428	436	442	445	449	474

（2）介護老人保健施設

介護老人保健施設は市内に2箇所あります。利用者は横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】							人数（人）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	291	296	304	307	307	307	326

（3）介護医療院

介護医療院は、市内に2箇所あります。利用者は横ばいで推移するものと見込んでいます。

【介護給付】							人数（人）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	59	65	62	67	67	67	70

4 その他のサービス利用見込み

（1）特定入所者介護（介護予防）サービス費

住民税非課税世帯の利用者が施設サービス、短期入所サービスを受けた際の居住費（滞在費）と食費について、負担限度額を超えた分は特定入所者介護（介護予防）サービス費として保険給付（補足給付）し、負担を軽減しています。

							人数（人）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	316	303	300	300	300	300	300

（2）高額介護（介護予防）サービス費

同じ世帯内の介護サービス利用者自己負担額の合計が、自己負担上限額を超えた場合、高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。高齢化に伴う給付費増から増加すると見込んでいます。

							人数（人）
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	824	845	861	870	879	888	978

(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

1年間を単位とし、同じ医療保険の世帯内で、介護保険と医療保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合、高額医療合算介護（介護予防）サービス費が支給されます。高齢化に伴う医療費及び介護給付費増から増加すると見込んでいます。

年間のべ人数（人）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
人数	501	539	540	545	550	555	625

(4) 審査支払手数料

介護サービス利用者が利用した介護給付費は、県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託してサービスを提供した事業者を支払っています。国保連は、サービス事業者からの請求内容について審査支払業務を行っており、その業務に対して委託手数料を支払っています。審査支払手数料については、サービス利用者の増加に伴い、増加すると見込んでいます。

件数（件）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
件数	8,188	8,104	8,120	8,165	8,205	8,240	8,738

5 介護保険サービスの見込み量の確保のための方策

中長期的な人口動向や介護ニーズの見込み、第8期における介護給付の実態等を検討した結果、第9期においては、高齢者人口の増減を見据え、既存資源等を活用したサービス提供体制の確保を図ることとします。

また、介護サービスを提供する人員の確保のため、就労支援補助や資格取得補助等を実施します。

6 各サービス別給付費の推移

【介護サービス】

(単位：千円)

	6年度	7年度	8年度	22年度
居宅サービス				
訪問介護	196,162	196,890	200,953	237,280
訪問入浴介護	2,084	2,087	2,087	2,608
訪問看護	178,227	182,556	184,865	215,721
訪問リハビリテーション	32,420	32,461	32,461	38,230
居宅療養管理指導	16,583	16,604	16,604	19,451
通所介護	877,271	888,126	895,906	1,040,493
通所リハビリテーション	280,606	282,608	284,254	302,366
短期入所生活介護	288,899	293,601	296,628	352,040
短期入所療養介護	19,890	19,915	19,915	24,378
福祉用具貸与	197,690	198,061	199,388	231,311
特定福祉用具購入費	7,743	7,743	7,743	8,446
住宅改修	13,104	13,104	13,104	15,066
特定施設入居者生活介護	462,164	518,735	518,735	535,810
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38,018	38,066	38,066	45,122
地域密着型通所介護	166,534	167,921	170,045	200,610
認知症対応型通所介護	69,875	69,963	69,963	84,987
小規模多機能型居宅介護	455,436	469,949	481,287	545,874
認知症対応型共同生活介護	318,021	318,424	318,424	318,424
地域密着型特定施設生活入所者介護	67,808	67,894	67,894	67,894
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	69,068	69,155	69,155	69,155
看護小規模多機能型居宅介護	216,236	220,606	227,245	265,562
居宅介護支援	299,277	303,261	305,839	346,038
施設サービス				
介護老人福祉施設	1,398,358	1,409,667	1,422,748	1,503,293
介護老人保健施設	1,111,237	1,112,644	1,112,644	1,179,726
介護医療院	292,899	293,270	293,270	306,870
介護給付費計	7,075,610	7,193,311	7,249,223	7,956,755

【介護予防サービス】

(単位：千円)

	6年度	7年度	8年度	22年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	29,097	30,000	30,711	32,771
介護予防訪問リハビリテーション	3,343	3,347	3,347	2,792
介護予防居宅療養管理指導	1,251	1,253	1,253	1,334
介護予防通所リハビリテーション	39,838	40,393	40,897	40,627
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	27,964	28,219	28,219	29,789
特定介護予防福祉用具購入費	2,065	2,065	2,065	2,318
介護予防住宅改修	5,300	5,300	5,300	5,300
介護予防特定施設入居者生活介護	16,729	18,667	21,056	22,972
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,664	6,673	6,673	6,673
介護予防支援	24,150	24,300	24,420	25,435
予防給付費計	156,401	160,217	163,941	170,011

第4節 地域支援事業

1 地域支援事業の推進

地域支援事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しながら、自立した日常生活を営むことができるよう支援すること、また、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、住み慣れた地域において自分らしい生活を継続することができるよう支援することを目的としています。

高齢化が進む中、高齢者が地域で安心して生活を続けていくためには、高齢者を包括的に支援し、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制、「地域包括ケアシステム」の構築が重要です。

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域支援事業による、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、医療と介護の連携、地域における支援体制の向上、生活支援の充実・強化に取り組めます。

今後も、高齢者の自立支援・重度化防止を目指す中で、市民サービスが低下しないよう、事業内容については多方面から検討し推進します。

2 地域支援事業の内容

(1) 今後の取り組み

総合事業の中で、利用者の自立に向け、適切なサービスを提供できるよう、対象者の分析、介護予防効果の検証を実施します。また、町内福祉連絡会や地区福祉ネットワーク会議等で出されたそれぞれの現状や課題案件の重要度や解決に向けた困難度により、第2層協議体と地域包括支援センターが連携・共有し、市全域での検討に至る協力体制の構築を強化します。さらに、地域における支え合いや助け合いの輪を広げるため、地域福祉への関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、ボランティア活動への参加を促します。ボランティアの推進にあたっては、決して自主性を抑制するものであってはいけないことを念頭において取り組んでいきます。

(2) 事業の内容

ア 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業

事業区分	事業内容	概要（事業名）
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	・訪問型予防給付相当サービス ・訪問型基準緩和サービスA型 ・お手軽サポート ・訪問型住民主体サービスB型

		・訪問型短期集中予防サービスC型
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供	・通所型予防給付相当サービス ・通所型基準緩和サービスA型 ・通所型短期集中予防サービスC型
介護予防支援事業(ケアマネジメント)	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント	・対象に応じたケアマネジメント ケアマネジメントA ケアマネジメントB ケアマネジメントC

一般介護予防事業

事業区分	事業内容	概要(事業名)
介護予防把握事業	収集した情報等を活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげる	・高齢者生活支援サービス地域ニーズ調査により介護予防活動につなげる高齢者の把握 ・総合事業対象者の実態把握 ・口腔機能向上事業
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う	・いきいきふれあいのつどい ・フレイル予防事業 ・いきいき運動広場 ・いきいき運動広場パワー ・のうりょくアップ教室 ・男の貯筋講座
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	・つどい活動組織の育成及び運営支援 ・高齢者スポーツ振興事業 ・創作活動支援事業
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施	・つどい等へのリハ職等派遣事業 ・地域ケア会議のリハ職等派遣事業 ・ケア方針決定のためのリハ職派遣事業
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事	

	業の評価を行う 「サービス提供事業者」 「地域包括支援センター」及び「保険者」がそれぞれ3段階の評価を行う	
--	-------------------------------------------------------------	--

イ 包括的支援事業

事業区分	事業内容	概要（事業名）
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（6箇所） ・地域包括支援センター運営協議会
	在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療コーディネート医 ・在宅ケア普及啓発事業 ・地域医療協議会連絡会 ・顔の見える多職種連携会議
	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス協議体（第1層・第2層） ・地域支え合い推進員 ・介護予防サポーター ・高齢者生活支援サポーター
	認知症総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対策地域ケアネットワーク会議 ・認知症初期集中支援チーム ・認知症地域支援推進員 ・認知症カフェ ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 ・チームオレンジの設置
	地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議 ・地域における地域ケア会議 ・地域ケア推進会議

ウ 任意事業・その他の事業

事業区分	事業内容	概要（事業名）
任意事業	介護給付等費用適正化事業	・ケアプラン点検 ・介護給付費通知 ・ケアマネジメント研修会等
	家族介護支援事業	・家族介護者交流事業 ・家族やすらぎ支援事業 ・徘徊探知機購入費助成
その他の事業	成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度利用支援事業
	地域自立生活支援事業	・介護サービス相談員派遣 ・食の自立支援事業
	その他	・福祉用具・住宅改修支援事業等 ・認知症サポーター等養成事業

（3）事業量見込

ア 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

① 介護予防・生活支援サービス事業

（注）令和5年度は月間実績見込、令和6～8年度及び令和22年度は月間の計画推計量を示す。※B型及びC型は年間実人数。

・訪問サービス

（人）

サービスの種類	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
訪問型予防給付相当サービス	113	113	113	114	114	114	111
訪問型基準緩和サービス（A1型）	10	8	10	10	10	10	9
訪問型基準緩和サービス（A2型）	8	8	6	10	11	12	14
訪問型住民主体サービス（B型） （年間）	51	49	46	48	50	50	60

訪問型短期集中 予防サービス (C型)(年間)	8	14	15	18	21	24	32
-------------------------------	---	----	----	----	----	----	----

・通所サービス (人)

サービスの種類	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	22 年度
通所型予防給付 相当サービス	331	365	358	359	359	359	351
通所型基準緩和 サービス(A型)	76	84	83	83	83	83	81
通所型短期集中 予防サービス (C型)(年間)	33	75	100	120	135	142	160

・介護予防マネジメント (人)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	22 年度
介護予防支援事業 ケアマネジメント	312	417	372	385	392	395	400

②一般介護予防事業

(注) 令和5年度は年間の実績見込、令和6~8年度及び令和22年度は年間の計画推計量を示す。

(人)

サービスの種類	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	22 年度
高齢者生活支援サービス地域ニーズ調査回答者数(実人数)	2,452	2,364	2,237	2,245	2,250	2,252	2,036
いきいきふれあいのつどい登録者数(実人数)	7,545	6,787	6,721	6,655	6,530	6,510	6,020

いきいき運動 広場（実人数）	119	105	121	123	124	125	134
いきいき運動 広場パワー（実 人数）			217	222	228	230	245
いきいき運動 広場 P L U S （実人数）	135	171	—	—	—	—	—
のうりょくア ップ教室（実人 数）	56	75	76	77	78	79	88
男の貯筋講座 （実人数）	45	57	58	59	59	60	67

イ 包括的支援事業

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	22 年度
顔の見える多職 種連携会議（延人 数）	58	59	89	180	200	220	300
認知症初期集中 支援チーム（対応 件数）	3	2	5	6	7	8	10
認知症地域支援 推進員（実人数）	16	18	25	26	27	28	47
認知症に関する 事業（地区数）	7	10	10	13	16	17	17
徘徊高齢者等 S O S ネットワー ク事業の普及（新 規登録者数）	22	12	15	15	15	15	17

ウ 任意事業・その他の事業

(人)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	22 年度
家族介護支援事業 (延人数)	70	76	100	135	140	145	180
家族やすらぎ支援 事業(実人数)	12	7	9	10	11	12	15
食の自立支援事業 (登録者数)	156	121	115	112	111	111	100
認知症サポーター 養成講座(総数)	11,486	12,045	12,621	13,220	13,820	14,420	22,820

第5節 介護保険料の算定

1 保険料設定の考え方

(1) 標準給付費

【設定の流れ】

$$\text{オ 標準給付費見込額} = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ}$$

ア 総給付費
イ 特定入所者介護サービス費
ウ 高額介護サービス費等
エ 審査支払手数料

ア 総給付費

総給付費は、3年間で約220億300万円を見込んでいます。

イ 特定入所者介護サービス費

特定入所者介護サービス費は、多床室の室料負担の見直し等により令和6年度から給付費が増額するため、3年間で3億200万円を見込んでいます。

ウ 高額介護サービス費等

高額介護サービス費等は、介護報酬改定による利用者負担増により増額するため、3年間で4億1,500万円を見込んでいます。なお、この中には高額医療合算介護(介護予防)サービス費も含まれています。

エ 審査支払手数料

審査支払手数料は、要支援・要介護認定者の伸びに合わせて、3年間で約2,850万円を見込んでいます。

オ 標準給付費見込額

以上のア～エを合わせた額を標準給付費見込額として算出しています。

標準給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
ア 総給付費 (介護給付費＋予防給付費)	7,232,011	7,353,528	7,413,164	21,998,703
イ 特定入所者介護サービス費	100,457	101,347	100,876	302,680
ウ 高額介護サービス費等	138,262	138,986	138,430	415,678
エ 審査支払手数料	9,500	9,500	9,500	28,500
オ 標準給付費見込額 (オ＝ア＋イ＋ウ＋エ)	7,480,230	7,603,361	7,661,970	22,745,561

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(2) 地域支援事業費

地域支援事業費については、上限額が設定されていることから、限られた費用の中でより効果の高い介護予防事業を推進していきます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
ア 介護予防・日常生活支援総合事業	357,784	359,488	359,937	1,077,209
イ 包括的支援事業及び任意事業	144,609	144,609	144,609	433,827
ウ 包括的支援事業(社会保障充実分)	25,087	25,087	25,087	75,261
エ 地域支援事業費 (エ＝ア＋イ＋ウ)	527,480	527,829	527,599	1,586,297

(3) 保険料収納必要額の算出

【設定の流れ】

$$\begin{aligned} \text{キ 保険料収納必要額} &= \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} \\ &\quad \text{ア 第1号被保険者負担分相当額} \\ &\quad \text{イ 調整交付金相当額} \\ &\quad \text{ウ 調整交付金見込額} \\ &\quad \text{エ 財政安定化基金拠出金} \\ &\quad \text{オ 財政安定化基金償還金} \\ &\quad \text{カ 市町村特別給付等} \end{aligned}$$

ア 第1号被保険者負担分相当額

第1号被保険者負担分相当額は、標準給付費見込額と地域支援事業費の3年間の合計を合わせた金額の23%となります。

イ 調整交付金相当額

調整交付金相当額は、標準給付費見込額に全国平均の調整交付金交付割合(5%)を掛けて算出します。

ウ 調整交付金見込額

調整交付金見込額は、以下に示した後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数から算出した調整交付金見込割合をもとに算出される見込みです。

(ア) 後期高齢者加入割合補正係数 0.98~1.00

(イ) 所得段階別加入割合補正係数 1.0705

エ 財政安定化基金の拠出金

財政安定化基金は保険料収納率の低下や介護給付費の増加によって、介護保険会計に不足が生じた場合に、貸付や交付金の交付を行うため、県に設置されています。財源は市、県、国が3分の1ずつ拠出となりますが、第9期では拠出金はないものとして算出します。

オ 財政安定化基金償還金

財政安定化基金からの借入はありませんので償還金はありません。

カ 市町村特別給付等

本市の現状に合わせた支援を目的とした市独自のサービスです。財源は1号保険料です。

2 介護給付費準備基金について

介護給付費準備基金については、第9期計画の保険料算定上、保険料を低く抑えるため、基金残高の一部を第9期事業期間中に取り崩すこととして計算します。

3 第9期介護保険事業計画における介護保険料（基準額）

前述の諸条件等をもとに、第9期（令和6年度～令和8年度）の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の介護保険料を算定しました。

〔第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料基準額〕

5, 890（月額）

4 第1号被保険者の介護保険料所得段階の設定

本市では、国の基準に合わせた所得段階を定め、被保険者の負担能力に応じた保険料設定としています。

【所得段階】 <検討中>

区 分		負担割合	保険料（年額）
第1段階	① 生活保護を受けている人 ② 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準年額 ×0.455 ↓ 【軽減後】 0.25	17,670円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人で、かつ、第1段階に該当しない人	基準年額 ×0.685 ↓ 【軽減後】 0.485	34,280円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人で、かつ、第1段階に該当しない人	基準年額 ×0.69 ↓ 【軽減後】 0.685	48,410円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準年額 ×0.85	60,070円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準年額	70,680円

	人		
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準年額 ×1.2	84,810円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準年額 ×1.3	91,880円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準年額 ×1.5	106,020円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準年額 ×1.7	120,150円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準年額 ×1.9	134,290円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準年額 ×2.1	148,420円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準年額 ×2.3	162,560円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準年額 ×2.4	169,630円

【公費による保険料軽減後の負担割合】

区分	軽減前の負担割合	軽減後の負担割合
第1段階	基準年額×0.455	基準年額×0.25
第2段階	基準年額×0.685	基準年額×0.485
第3段階	基準年額×0.69	基準年額×0.685

5 保険料の徴収・給付制限

介護給付費の23%は、第1号被保険者の保険料によって負担されます。特別徴収(年金天引き)の収納率は100%ですが、普通徴収(個別納付)の収納率は、93%前後となっています。保険料の納付は、介護保険制度の運営・継続にとって大変重要であり、滞納者に対し、年間催告、個別納付相談・指導・徴収を実施しています。

また、保険料を納付する資力があるにもかかわらず滞納を続け、納付指導に従わない悪質な滞納者には、要介護認定を受け保険給付を受ける段階において、給付の償還払いや給付制限等を実施します。

第6節 介護保険事業を円滑にするための施策

1 介護給付適正化

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目的とします。

【これまでの取り組み】

本市では、第5期福井県介護給付適正化計画を踏まえ、主要5事業の「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」について取り組み、保険給付費の適正化を図り、制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に努めてきました。

【現状と課題】

介護保険制度の施行以来、介護保険給付費は増加を続け、介護保険料や介護保険財政に大きく影響を与えています。一方で、介護保険給付が要介護状態の軽減または悪化の防止に資するように行われているか、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されているか、事業者による不適正・不正な介護サービスはないか、などの観点から介護給付の適正化の更なる推進が必要です。

【取組方針と目標】

本市では、介護給付適正化主要5事業の再編を受け、主要3事業の「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」について取り組みます。

(1) 要介護認定の適正化

認定調査員に対し、調査の留意点や調査票の記述方法に関する統一した研修を行うとともに、調査票の記入漏れや認定調査の内容と主治医意見書の内容に不整合がないか点検を行い、疑義がある場合は調査員に確認し、必要に応じて指導を行います。

要介護認定審査については、全国や県内市町との比較検討をし平準化に努

めます。

(2) ケアプランの点検

国保連帳票「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」や「支給限度額一定割合超一覧表」等を活用した点検や高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を実施していきます。

また、点検結果を踏まえ、ケアマネジャーを対象とした基礎研修やスキルアップ研修、地域包括支援センター職員を対象とした介護予防ケアマネジメントなどに関する研修、地域ケア個別会議の実施などによりケアマネジメントの質の更なる向上に努めます。

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

国保連と連携し、医療情報との突合や複数の請求明細書の確認（縦覧点検）など、介護保険の請求内容を点検や分析を行い、適宜事業所へ確認します。

《介護給付適正化事業の目標実施率》

項 目		目 標		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
(1) 要介護認定の適正化	点検数/調査数	100%	100%	100%
(2) ケアプランの点検	点検事業所数/事業所数	100%	100%	100%
(3) 医療情報との突合・縦覧点検				
	医療情報との突合	100%	100%	100%
	縦覧点検	100%	100%	100%

《特に重点的に取り組む適正化事業の目標》

項 目	ケアプランの点検	給付実績データの活用
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none">・福祉用具貸与のみを位置づけたケアプラン点検・サービス付き高齢者向け住宅に併設等している居宅介護支援事業所におけるケアプラン点検・地域密着型サービス事業所、特に看護・小規模多機能型居宅介護支援事業所についてケアプラン点検	<ul style="list-style-type: none">・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表の点検・福祉用具貸与一覧表の点検

令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年度と同じ ・ 2 区分以上の悪化や改善が見られたケースのケアプラン点検 ・ 区分支給限度基準額の一定割合以上を利用しているケアプランの割合が一定以上を占める居宅介護支援事業所のケアプラン点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年度と同じ ・ 支給限度額一定割合超一覧表の点検
令和 8 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度と同じ

(4) その他の適正化事業・取組み

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対し、法令等を遵守したサービスが提供されているか確認するため、運営指導や集団指導を行います。また、苦情等の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監査を実施します。

介護サービス相談員が活動した際に記録した利用者の声等を介護サービス事業者に提供し、サービスの質の向上に努めます。

2 計画の推進体制

本計画は、高齢者を取り巻く医療・福祉・介護・保健に関連するさまざまな事業の推進のほか、社会参加や生きがいづくり、まちづくりの各分野における取組みまでを含むものです。

これらの事業の推進にあたっては、行政のみならず、市民、社会福祉協議会、自治振興会、シニアクラブ、民生委員・児童委員、事業者等関係機関がそれぞれの役割を担い、連携のもとに協働して取り組む必要があります。

(1) 推進体制

本計画の実施にあたっては、計画の進捗状況や評価、サービスの利用の状況などを検討し、併せて、市民の意見を反映するために運営協議会において本計画の進行管理を行います。

(2) 計画の点検

この計画の的確な進行管理を行うため、毎年度、要介護・要支援認定者、総合事業対象者の状況やサービスの利用状況、サービスの供給状況および評価指標について、本計画の点検を行います。

(3) 計画の周知

本計画を市民や事業者・関係機関などに広く周知するために、出前講座

等による説明会の開催や各種サービスに関するパンフレットを作成すると共に、市のホームページや広報などを、積極的に活用します。

また、介護保険制度について理解が深まるように、制度の目的や理念、意義などについて、広く啓発していきます。